

目	次	ページ
告示		
11 新潟県市町村総合事務組合規約の変更許可	1

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 11 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の改正に伴い選挙管理委員会に関する規定の改正を行い、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正に伴い引用条項の修正を行い、並びに別表第 2 の 6 の項及び 7 の項に規定する事務に新発田市を加えるため、平成 28 年 4 月 1 日から新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、平成 28 年 2 月 18 日付け総行市第 7 号をもって総務大臣から許可があった。

平成 28 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

規約の変更内容

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

第 12 条中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

別表第 2 の 4 の項中「第 17 条第 4 項」を「第 17 条の 2 第 2 項」に、「採用及び昇任試験」を「採用試験及び同法第 21 条の 4 第 1 項に規定する昇任試験」に改め、同表 6 の項中「小千谷市」を「新発田市、小千谷市」に改め、同表 7 の項中「三条市」の次に「新発田市」を加える。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。